

# 教職課程における金融経済教育の現状と課題

## —金融経済教育を行える教員の育成よりも、適切な外部連携ができる教員の育成を—



(株)大和総研金融調査部 瀬戸 佑基

### ～要旨～

本稿では、教員の金融リテラシーを考察するための一材料として、教職課程において高校の「公民」や「家庭」の免許状を取得する際に、どのような内容を学ぶ必要があるのかを調査した。公民科の免許状を取得する際は経済学系の内容が必修となっていない一方、一部の公民科教員の志望者は「経済学部」や「商学部」など金融経済教育と関連が深い学部の出身であり、教員間で知識量にばらつきがある可能性がある。他方、家庭科においては、経済学関連の内容が必修となつてはいるものの、経済学そのものを専攻した教員は少ないと考えられ、知識量が不十分な教員が多い可能性が示唆される。ただし、教職課程においてはすでに学ぶべき内容が多く、金融・経済関連の内容の講義のみを特に拡充することは難しい。教職課程では、金融・経済関連の内容そのものではなく、外部機関との適切な連携の方法や事例を重点的に教えることが現実的だ。

### 1 金融経済教育の拡充への期待が高まる

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、学校における消費者教育の重要性が改めて意識されることとなった。また、2022年度から順次実施されている新たな高校の学習指導要領においては、特に家庭科を中心に金融経済教育が拡充された。加えて、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、2024年4月に金融経済教育推進機構（以下、「J-FLEC」）が設立され、同年8月以降、学校等への講師派遣事業を含む様々な事業が本格的に開始される予定だ。学校などの教育現場における金融経済教育の重要性や在り方が大き

く変化しつつあるといえる。

教育現場における取り組みの推進にあたり重要となるのが、教員の金融リテラシーと、金融経済教育に対する意欲だろう。QUICKが2022年に行った教員に対するアンケート調査では、「教員の金融教育への意欲、学校側の積極性が高いほど、生徒の興味・関心も高い」との結果が示されている。教員の果たす役割の大きさを考慮すると、金融経済教育を推進するにあたり、その教員に対してどのように働きかけることができるか、が重要になるといえる。他方、同調査ではこの「意欲」について、「意欲は教員自身の金融リテラシーが高まるほど向上するが、担

当科目、性別、年齢、投資経験などによって教員のリテラシーに差が見える」との結果も示されている。

本稿では、この教員自身の金融リテラシーを左右する要素として、教員の養成段階に着目し、教職課程ではどのような金融経済教育が行われており、それは十分なのか、十分でないのであれば、どのように改善すべきかなどを具体的に考察する。

## 2 教職課程における金融経済教育

### (1) 教員免許制度の概要

本章では、教員免許状を取得するために、具体的にどのような学習が必要となり、その学習の中にはどの程度金融・経済に関連する事柄が含まれているのかを調査する。特に金融経済教育に関連の深い教科として、高校の「公民」と「家庭」を取り上げよう。なお、教員免許状にはいくつかの種類が存在するが、本稿においては最も授与件数の多い「普通免許状」を取得する場合を想定する。

普通免許状の取得には、大学等において法令で定められた科目及び単位を修得し、卒業をする必要がある。履修すべき科目は多岐にわたるが、このうちの多くを占めるのは、教育職員免

許法施行規則（以下、「施行規則」）における、「教科及び教職に関する科目」だ<sup>1)</sup>。この科目は表1の通りいくつかの種類に分類され、それぞれ「各科目に含めることが必要な事項」が詳細に規定されている。

例えば、「教科及び教科の指導法に関する科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に分類され、合計で最低24単位以上の修得が求められている（高校の例）。加えて、前者の「教科に関する専門的事項」では、免許教科の種類に応じてさらに詳細な内容が規定されている。

### (2) 公民科・家庭科教員志望者が学ぶ「教科に関する専門的事項」

表1で挙げた科目のうち、免許状を取得する教科の内容に関する科目（数学であれば「代数学」など）が含まれるのが、「教科に関する専門的事項」だ。金融経済教育に関係の深い教科である公民科と家庭科において、この「教科に関する専門的事項」として何が挙げられているかを、表2にまとめた。

施行規則においては、表2に示す科目について「それぞれ一単位以上修得するものとする」とされている。また公民科にみられる「」でく

表1 教科及び教職に関する科目と、その内容（高校の例）

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教科及び教科の指導法に関する科目	「教科に関する専門的事項」 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」
教育の基礎的理解に関する科目	「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など
道徳、 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」など
教育実践に関する科目	「教育実習」など
大学が独自に設定する科目	

（出所）「教育職員免許法施行規則」より大和総研作成

表2 高校公民科・家庭科における「教科に関する専門的事項」

高校公民科
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
高校家庭科
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、 被服学（被服実習を含む。）、 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、 住居学、保育学

（出所）「教育職員免許法施行規則」より大和総研作成

くられた科目に関しては、いずれか1つ以上の単位の修得が求められている。例えば「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」であれば、「法律学(国際法を含む。)」か「政治学(国際政治を含む。)」の単位をいずれか1単位以上修得する必要がある。

金融経済教育に関する内容が上記各科目のどこに含まれているかを厳密に考えることは難しいが、本稿では簡易的に、主に「経済学」とつく科目に含まれていると考えよう。表2からわかる通り、まず公民科においては、制度上は「社会学」か「経済学(国際経済を含む。)」のいずれかの単位を修得することで、教員免許状の取得要件を満たすことができる<sup>2)</sup>。つまり、理論上は経済学関連の科目を受講せずに教員免許状を取得することが可能となっている。経済学が必修となっていない点については、業界団体から改善を求める声があがっている。日本証券業協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」が2024年3月に文部科学省に対して提出した要望書では、「社会科・公民科、家庭科の教員を目指す大学生の教員養成課程においては、経済学を必修とするなど、金融や経済につ

いて学ぶ機会を充実させる支援体制の整備が必要」(p.10)とされている。

他方、公民科の免許状は、「経済学部」や「商学部」など、金融・経済分野と関連が深い学部や学科でも取得することができる例がある。実際に、上述の「金融経済教育を推進する研究会」が2023年に行った全国の教員向けアンケート(p.20)によると、回答した公民科教員のうちの約2割が、「大学での専攻」が「経済学部系」であると回答している。経済学部などの出身者は、教員免許状の取得に必要な以外にも金融・経済関連の科目の単位を多数修得している例が多いと考えられる。このような教員と、経済学部以外などの出身で「社会学」の単位修得のみで教員免許状で取得した教員との間では、知識量に大きな差が生じている可能性がある。

他方、家庭科においては「家庭経済学」を含む「家庭経営学」の単位修得が必須となっている。この点、家庭経営学の講義内の一分野として学ぶのみではあるものの、公民科のように、経済学系の科目を受講せずに教員免許状を取得することはできない。ただし、家庭科の教員免許状の取得が可能な学部は、教育学部のほか、「生

活環境学部」や「家政学部」などが多く、教職課程とは別に経済学系の科目を受講する例、特に経済学を専攻する例は極めて少ないと考えられる。「金融経済教育を推進する研究会」(2023, p.20)による教員向けアンケートによると、回答した家庭科教員のうち、約7割が「大学での専攻」として「健康・生活科学部(家政・栄養学部)系」と回答しており、「経済学部系」と回答した教員は0.2%に過ぎなかった。

このように、教職課程における科目を見る限り、公民科においては教員間で知識量にばらつきがある可能性があり、家庭科においては最低限の知識を身につけた教員が多い一方、経済学を専門的に学んだ例は少ないといえる。

事実として、上述の「金融経済教育を推進する研究会」(2023, pp.33-34)によるアンケートでは、「金融経済教育を授業で取り扱う際に、難しいと感じていることはありますか。」(複数回答可)という設問に対して、高校公民科教員の43.6%、高校家庭科教員の61.2%が、「教える側の専門知識が不足している」ことを挙げている。特に高校家庭科教員においては、この回答の選択率が最も高かった。

このように、現在の教職課程において、金融・経済関連の授業を行うにあたり十分な知識を全ての公民科・家庭科教員が身につけることは難しい。

### (3) 教職課程における金融経済教育の難しさ ：学習内容の多様性

この問題への直接的な解決策は、「教職課程において金融経済教育をさらに充実させること」となる。しかし現実的には、教職課程において金融・経済関連の講義を増やすことは容易ではない。現状でも幅広い科目の単位を修得し教育実習や教員採用試験に臨む必要があり、すでに

時間的制約が大きいからだ。

例えば、先述の表2を見ると、公民科においては法律学・政治学や社会学・経済学、哲学・倫理学など、家庭科においては被服学、食物学から保育学まで様々な分野を学ぶ必要があり、いずれの教科においても修得すべき内容が極めて幅広いことがわかる。

これに加えて、免許状取得のためには、表1で示した「教科及び教職に関する科目」やその他の単位を多数修得する必要がある。また学部・学科によっては、教職課程とは別に、卒業要件を満たすために自身の専攻分野に関する科目を受講する必要もある。4年制大学であれば、なるべく多くの単位を3年次までに修得した上で教育実習に臨む必要があるため、各項目に割くことができる時間は限定されているといえる。

これらの受講すべき科目は、いずれも重要度が高いものであり、その必要性に順位付けを行うことは難しい。言い換えると、これらの科目のうち、とりわけ金融・経済に関連する科目を優先して重点的に学ばせることは合理的ではない。よって教職課程における金融経済教育の拡充ではない、セカンドベストの策を探ることが現実的といえよう。

なお、文部科学省に置かれている中央教育審議会では、2023年度に「教科に関する専門的事項」について検討を行う委員会が設置された(「中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教科に関する専門的事項に関する検討委員会」)。ただし、「社会」・「公民」に関しては議論の主たる対象とはならず、議論の対象とされた「家庭」に関しても、金融経済教育の不足についての議論がなされたわけではない。教科に関する専門的事項に関しては、様々な科目において数多くの論点があり、金融経済教育の不足についても、数多くの論点のうちのごく一部に過ぎ

ないと見受けられる。

#### (4) 教職課程における金融経済教育の難しさ ：教授内容の多様性

教職課程において学ぶ内容だけでなく、実際に生徒に教える内容についても、金融・経済関連の内容を特に優先させる合理性には乏しい。

新たな学習指導要領において、特に高校家庭科を中心に金融経済教育が拡充された、とされることが多い。事実として、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 家庭編」では「預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れながら、生涯を見通した経済計画の重要性について理解できるようにする」(p.75)といった踏み込んだ内容の記述がなされており、金融業界では大きな話題となった。

しかし、学習指導要領の改訂点は、金融経済教育の拡充に限ったものではない。文部科学省が公表している「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」によると、「教育内容の主な改善事項」(pp.2-3)としては「言語能力の確実な育成」、「理数教育の充実」などが挙げられており、金融経済教育が特別に重要な項目として挙げられているわけではない。強いて言えば「その他の重要事項」の一項目として「主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実」が挙げられている程度だ。

当然、これはここで挙げられていない改訂点は重要ではない、ということの意味するものではない。また前述の通り、学習指導要領の「解説」においてより具体的な記述がなされた、という意味において、金融経済教育が拡充されたことは事実だ。しかしこの金融経済教育の拡充については、数ある学習指導要領の改訂点のうちの一部に過ぎない点を認識する必要がある。

これらの点を考慮すると、金融・経済分野だけを教職課程にてとりわけ重点的に学ばせ、また実際の学校現場でも手厚く教える合理性には乏しい。

### 3 教員の知識を深めることだけがゴールではない

このように、教職課程において金融・経済関連の講義に割くことができる時間は限られている上、実際の学校現場においても、金融経済教育だけがとりわけ重要視されているわけではない。よって、教職課程において、教員の金融・経済関連の知識をより深めていくことを目標とすることは難しいといえる。この点を考慮すると、教職課程においては、教員が十分な知識をつけ、教員自身が授業を行う、という金融経済教育の内製化を目標にするよりも、セカンドベストの策として、必要に応じて外部機関に講師派遣を依頼したり、外部機関が作成した教材を活用したりといった、適切な連携をとることができる教員の養成を行うことが重要となるといえるだろう。

しかし、金融経済教育分野における学校と外部機関との連携については、教員側にその意欲があるものの、円滑に実施できていない可能性がある。

先述の「金融経済教育を推進する研究会」(2023, pp.76-78)によると、「金融経済教育を授業で実施するに当たって、現在、教科書以外に利用している教材等」(複数回答可)としては、選択率が高かった順に「教科書作成会社の副読本・資料集」、「教員作成のオリジナル教材」、「新聞・雑誌の記事」と続き、「専門機関・業界団体等が提供する教材」は第4位(選択率34.0%)、「外部講師」は第8位(選択率15.4%)に過ぎなかった。他方、「今後、教科書以外に利用を検討(利

用継続)したいと考える教材等」としては、選択率が高いものから「外部講師」、「視聴覚教材(ビデオ・DVD)」、「専門機関・業界団体等が提供する教材」と続いている。この結果を踏まえて、「金融経済教育を推進する研究会」(2023, pp.293-294)は、「専門機関等による教員向けの金融経済教育に関する支援活動をより一層充実させるとともに、専門機関等の活動に関する情報に対し、教員が容易にアクセスできるような工夫も必要」と結論付けているが、これに加えて教職課程の時点で外部機関との連携事例について重点的に教授することで、教員側からの依頼のハードルを引き下げることができるだろう。

各業界団体、民間金融機関など、金融経済教育に関する教材を作成し、かつ講師派遣を行うことができる組織や企業は数多く存在する。例えばJ-FLECでは、企業や学校等にJ-FLECが認定したアドバイザーを派遣し、出張授業を行う予定だ。またこれ以外にも、民間金融機関などが講師派遣を行う例は多い。一例として、全国銀行協会が作成する「全国銀行金融教育活動MAP」によると、同協会の加盟行による「講師派遣」の例だけで70行程度(原稿執筆時点)の例が紹介されている。銀行以外にも、証券会社、保険会社などが独自性を持った様々な講師派遣を行っている。

また教材についても、様々な機関によって様々なタイプ・対象のものが作成されている。学校の授業で使用可能な副教材が学習指導案と共に作成されている例や、授業内で活用可能なシミュレーションツールが提供されている例もあり、活用の余地が大きい。

なお、教職課程にて教えるべき外部機関との連携事例については、金融・経済分野に限る必要はない。このような講師派遣や教材作成については、金融・経済分野以外でも行われており、

様々な分野で授業に取り入れることが可能だ。

例えば公民科においては、法務省が「法教育出前授業・講師派遣」を行っていたり、家庭科においては、食品メーカーが「食育」などをテーマに講師派遣を行っていたりする例がある。より実践的な内容の授業が行われることで、生徒が内容をより理解しやすくなることが期待されるほか、教員負担の軽減にもつながる可能性がある。教職課程において、「外部との連携」の事例やその方法について、金融経済教育分野に限らず、一般論としてより重点的に教授する意義は大きいだろう。

#### 4 おわりに一学校における円滑な金融経済教育の推進のために

本稿で述べた通り、教職課程において修得すべき単位数は多く、時間的な余裕は限られているため、追加的に金融・経済関連の単位の修得を必須にすることは難しいだろう。また新たな学習指導要領は、学校教育の場において「金融経済教育『が』重要となった」のではなく、「金融経済教育『も』重要となった」ととらえるべき内容だ。これらの点を考慮すると、教員養成段階における金融経済教育を拡充するのではなく、外部機関との適切な連携の方法や事例の教授を強化することが現実的だ。

しばしば指摘されるように、日本の学校教員は長時間労働が常態化している。文部科学省は「教員勤務実態調査(令和4年度)【速報値】(概要版)」(2023, p.1)において、「前回調査(平成28年度)と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い」と結論付けている。教員自身の教材研究の一部をアウトソーシングするという点でも、外部との適切な連携方法を探っていくことが効率的だといえるだろう。

## 【注】

- 1) この他、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目（日本国憲法など）の単位を修得することなどが必要となる。
- 2) なお、各大学の学部・学科レベルでは、「教科に関する専門的事項」のうちの必修科目として、経済学系の科目を設定する例もある。また学部・学科によっては、教員免許状の取得とは関係なく、卒業要件として経済学系の科目が必修となっている例もある。

## 【参考文献】

- 金融経済教育推進機構、2024年4月、「理事長就任記者会見資料」・「補足資料」
- 金融経済教育を推進する研究会、2024年3月、「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」
- 金融経済教育を推進する研究会、2023年9月、「高等学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書」
- 瀬戸佑基、2023年10月、「教職課程などにおける金融・経済関連分野の学習機会」、大和総研レポート
- 文部科学省、2018年7月、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 家庭編」
- 文部科学省、「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」（\*平成29・30・31年改訂学習指導要領に関するもの）
- 文部科学省、2023年4月、「教員勤務実態調査（令和4年度）【速報値】について」
- 株式会社 QUICK、2023年3月、「QUICK、『高等学校における金融教育の意識調査2022』を公表」、<https://corporate.quick.co.jp/news/press/quick-%E3%80%81%E3%80%8C%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%87%91>

%E8%9E%8D%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E6%84%8F%E8%AD%98%E8%AA%BF%E6%9F%BB2022%E3%80%8D%E3%82%92/

---

### せと ゆうき

2020年大和総研入社後、日本のマクロ経済を担当したのち、企業金融（特に株主還元など）を担当。加えて、現在は金融経済教育関連の調査・発信担当を兼任するほか、学校への出張授業講師なども担当。

### 【専門】

企業金融、金融経済教育

### 【主な著書・レポート】

- 「優待内容から見る株主優待廃止企業の特徴」（共著）大和総研レポート、2023年3月8日
- 「株式分割は企業に何をもたらすか」（共著）大和総研レポート、2023年7月26日
- 「教職課程などにおける金融・経済関連分野の学習機会」大和総研レポート、2023年10月18日
- 「諸外国から学ぶ金融リテラシー・マップ活用への示唆」『大和総研調査季報』2024年新春号（Vol.53）
- 「安定的資産形成の支援に関する基本方針」（共著）大和総研レポート、2024年3月26日
- 「金融経済教育推進機構が設立」（共著）大和総研レポート、2024年5月13日
-